



平成25年度 第1回

# 石狩市市民参加制度調査審議会

平成25年8月29日(木) 18:30  
石狩市役所5階 第1委員会室

## 会議次第

1. 開 会
2. 報告事項
  - (1) 審議会等の報酬等について
3. 議 事
  - (1) 平成24年度市民参加手続の実施運用状況の評価
  - (2) 市民参加手続に関する改善方策
    - ① 市民参加手続のあり方について
    - ② 市民参加制度調査審議会のあり方について
4. 閉 会

## ◆資料◆

資料1	平成24年度市民参加手続の実施状況	4
資料2	平成24年度審議会等の開催状況	8
資料3	平成24年度パブリックコメント手続の実施状況	12
資料4	手続の実施の公表をしなかった案件	13
資料5	やむを得ない理由により手続を行わなかった案件	14
資料6	(第5次)市民参加手続の実施運用状況の評価 及び改善方策に関する答申(抜粋)	15
資料7	市民の声を活かす条例の考え方(抜粋)	16
資料8	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (市民の声を活かす条例)	18
資料9	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 (市民の声を活かす条例)施行規則	28

## ◆委員名簿◆

役職	氏名	選任区分	肩書
会長	渡邊 信善	団体推薦	石狩市体育協会副会長
副会長	徳田 昌生	学識経験者	北海道大学名誉教授
委員	西野 悦子	団体推薦	石狩青年会議所青少年育成委員会委員
委員	浅野 みゆき	団体推薦	NPO 法人ひとまちつなぎ石狩事務局長
委員	三浦 ひとみ	団体推薦	子育て支援ワーカーズ ぼけっとママ
委員	宮田 民子	団体推薦	浜益自治婦人会連絡協議会会長
委員	向井 邦弘	一般公募	
委員	石丸 千登勢	一般公募	
委員	清水 祐美子	一般公募	
委員	井出 美沙	一般公募	
委員	蜂谷 健一郎	一般公募	
委員	我妻 信彦	市職員	総務部 職員・行政改革担当課長
事務局	加藤 龍幸	企画経済部長	
事務局	上ヶ嶋 浩幸	企画経済部	協働推進・市民の声を聴く課長
事務局	清水 千晴	企画経済部	協働推進・市民の声を聴く課 主査
事務局	畠中 潤	企画経済部	協働推進・市民の声を聴く課 主任
事務局	瀧坪 真里依	企画経済部	協働推進・市民の声を聴く課 主事

## 報告事項

### (1) 審議会等の報酬等について（第5次答申）

（答申内容）

審議会等の委員に支払われている報酬等の額については、取り扱いが統一されていない場合が見受けられることから、今後、整理していく必要があると考える。

## 議 事

### (1) 平成 24 年度市民参加手続の実施運用状況の評価（資料 1～5）

（前年度の運用状況の評価に対し、前回の審議会での意見）

- ・アンケート、意見交換会等といった手続が、より活用されると良い（例：H23 年度に実施した障がい福祉計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、石狩市住生活基本計画の策定時）。
- ・パブリックコメント手続による書面での意見提出は、市民にとって構えてしまい、出しにくいのではないかと。
- ・住民の声を聴くことは大切であり、多様な意見の訊き方がある方が望ましいが、人件費や時間もかかるため、効率的にやらなければならないという面もある。

### (2) 市民参加手続に関する改善方策

#### ①市民参加手続のあり方について

（前回の審議会での意見）

パブリックコメント

（課題）

- ・一般の市民感覚からすると、パブリックコメントを出すというような雰囲気はあまりない。
- ・意見提出する人が固定化。
- ・資料には「市民からの意見というのを募集しています」と書かれていても、どれを見ても専門的で難しく、どんな意見を欲しいのかというような要点がいまひとつ分からない。
- ・パブリックコメントという名称も分かりづらい。

(解決方法)

- ・意見を提出するのは市民であり、全く知識のない人に対して意見を訊くことになるので、訊きたいことの要点をしぼり、資料の内容は一般市民が読む立場で分かりやすく記載
- ・(※前回審議会以降に実施) パブリックコメント記入用紙に「記入用紙はHPからダウンロードできます」と記載

#### 審議会への傍聴

- ・議会への傍聴も、市民の大きな関心事があれば多くの傍聴があるが、通常は少ない。
- ・傍聴できることについても、いろいろな所でPRした方がいい。
- ・市民参加の一つとして、根気強く呼び掛けていくことが必要

#### 市民参加手続を実施する意義

- ・意見を募集するという役割の他にも、市民が市民の義務や責任を意識し、まちづくりに対して関心を持っていただける効果や、一市の情報を市民に提供する、情報を開示している役割も大きい。

## ②市民参加制度調査審議会のあり方について（第5次答申）（資料6～9）

### （答申概要）

- ・運用上の諸課題については整理され、市民参加手続に関する遺漏やミスは大幅に減少するなど、一定の役割を果たしてきた
- ・制度に関する大きな改善点も、現時点ではほぼ出尽くした感もある

### ①役割について

- ・本審議会は、市民の声を活かす条例(以下「条例」)及び施行規則の改廃に関する事項や市民参加手続の実施運用状況の評価などを検討するために設置
- ・これまでは制度の改善を積極的に行う必要があったことから、制度のけん引役としての役割が求められてきた
- ・現在は制度の運用がある程度、軌道に乗ってきていることから、今後は良好な運用状況を維持していくための役割が重要

### ②委員構成について

- ・15名という委員数を維持するか、減らすべきかは、審議会の中でも意見が分かれたが、条例改正までは必要ない
- ・本審議会に求められている今後の役割を踏まえ、適切な委員数について引き続き議論を望む

### 【事務局案】

- ・制度改正を重ねるという第1段階から、現在は制度としてほぼ安定し、良好な運用状況を維持していくための役割が求められる第2段階に入っていると判断
- ・これは、条例で定められた役割のうち、「市民参加手続の実施及び運用の状況の評価」を指しており、この役割に必要な人数及び構成として必要と考える委員構成は次のとおり
- ・なお、条例で定められている「行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項」については、運用状況の評価の中で、具体的な事例に基づき検討され则认为

（具体的な事務局案）

案①：（全8名）学識1、団体1、公募委員5、市職員1

案②：（全9名）学識1、団体2、公募委員5、市職員1

- ・現行条例のまま運用の中で、試行的に委員を減員して構成
- ・公募委員は第29条第2項を踏まえ5人とし、それ以外の選任枠は1ないし2名
- ・増員の必要が出てきた場合は、条例の規定の範囲内で、必要な委員数を増員
- ・減員で本委員会の役割が過不足なく果たせると実証されたら、将来的には条例改正を行う